

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	株式会社パリミキホールディングス			コード	7455
提出日	2025/6/11	異動（予定）日	2025/6/26		
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため。				
☒ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）					

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／ 社外監査役	独立役員	役員の属性（※２・３）													異動内容	本人の 同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当 なし		
1	岩本 章子	社外取締役																
2	西村 善朗	社外取締役	○													○	新任	有
3	佐田 俊樹	社外取締役	○													○	新任	有
4																		
5																		

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1		国際金融、国際経済に関する専門的かつ幅広い知見と国内外の金融業界において豊富な経験を有していることから、引き続きこれらの知見と経験を活かして経営陣に対する助言ならびに取締役の職務執行に対する監督をしていただくことを期待したためであります。なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により社外取締役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。
2		経営経験や税理士としての専門的な知識・経験等を有していることから、これらの知見を活かして経営全般や企業監査に関して専門的かつ幅広い観点から取締役の職務執行に対する監督、助言等をいただくこと、および、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定について関与、監督等いただくことを期待するとともに、経営陣から独立した公正で客観的な立場から職務を適切に遂行されており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断したため独立役員に指定いたします。
3		証券会社での勤務・経営経験や投資顧問会社および事業会社での豊富な社外監査役の職務経験を有していることから、これらの知見を活かして経営全般や企業監査に関して専門的かつ幅広い観点から取締役の職務執行に対する監督、助言等をいただくこと、および、それらを当社の監査体制に活かしていただくため社外監査役に選任しております。また、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定について関与、監督等いただくことを期待するとともに、経営陣から独立した公正で客観的な立場から職務を適切に遂行されており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断したため独立役員に指定いたします。
4		
5		

4. 補足説明

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。

※6 独立役員を1名以上確保できていない状況が生じた場合又は社外取締役を1名以上確保できていない状況が生じた場合、有価証券上場規程上の企業行動規範に違反する状態が発生することとなりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。